

設備利用サービスに関する契約約款

一般財団法人テレコムエンジニアリングセンター

第1章 総則

(目的)

第1条 本契約約款は、一般財団法人テレコムエンジニアリングセンター（以下「センター」といいます。）にある施設及び試験用設備（以下「設備」といいます。）の利用サービスを実施するに当たり、適正かつ円滑なサービスの提供を図ることを目的とします。

(適用範囲)

第2条 設備利用サービスに供する設備は、設備利用サービスの手引き（以下「手引き」といいます。）の別表第1号のとおりとします。ただし、その他についてもセンターが認めた場合は、この限りではありません。

(業務時間)

第3条 設備利用サービスの業務時間は、原則として平日の午前9時30分から午後6時までとします。ただし、原則として午前12時から午後1時までを除きます。

- 2 上記以外の平日の時間又は休日（以下「時間外」といいます。）に業務を行う必要があるときは、事前に協議して職員の都合が付くときに限ります。

(休日)

第4条 休日は、原則として次のとおりとします。

- (1) 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 12月30日から翌年1月4日まで

第2章 利用

(申込み方法)

第5条 設備の利用を希望する者（以下「利用者」といいます。）は、手引きの別表第2号に定める様式の申込書に必要事項を記載し、センターの担当窓口申し込んでください。

(設備の操作を行う者)

第6条 設備の操作を行う者（以下「操作員」といいます。）は、当該設備の操作を行うのに必要な知識及び技能を有する者に限ります。利用者が操作できないときは、原則としてセンターの操作員が有償で操作を行います。

(設備の操作)

第7条 利用者は、センター職員の指示に従い、当該設備の取扱説明書に記載の内容を守ってください。

(測定結果等)

第8条 センターは、測定結果等に対して一切の保証を行うものではありません。

- 2 利用者は、必要な測定結果等を必ず持ち帰ってください。センターは、測定結果等に対して保管を行いません。

(利用者の立ち入り)

第9条 利用者は、センターから許可された区域以外に立ち入らないでください。

第3章 利用料金等

(利用料金等)

第10条 利用者は、別に定める利用料金又はキャンセル料をお支払いください。

(利用料金等の請求)

第11条 センターは、前条の利用料金又はキャンセル料について請求書を発行し、利用者に請求します。

第4章 職務の遂行

(職務の遂行)

第12条 センター職員は、業務の重要性を自覚し、厳正に職務を遂行します。

(秘密の保持)

第13条 センター役員及び職員は、業務上知り得た秘密を漏らしません。その職を退いた後といえども同様とします。

第5章 損害賠償

(損害賠償)

第14条 センターは、設備の操作中又は運送中に利用者の責任に起因する事由で当該設備に損傷を与えたときは、利用者と協議の上、修理に要する経費及びセンターに与えた損害に見合う額を利用者に請求します。

- 2 センターは、センターの故意又は重大な過失により被測定物等に損傷を与えたときは、その修復に要する費用を全額賠償します。ただし、100万円を上限とします。なお、天災、事変その他の不可抗力により損傷したときは、一切の責任を負いません。
- 3 センターは、センターが設備利用サービスを行ったことによる人的損害、物的損害又は財産上の損害に対する結果責任について、一切の責任を負いません。

第6章 不正な手段に対する措置等

(不正な手段に対する措置等)

第15条 センターは、利用者が虚偽の内容で申込みを行ったことを知ったとき、又は利用者が設備に対して不正な操作等を行ったときは、直ちに利用を停止させる等の措置を行います。

第7章 雑則

(苦情の申告)

第16条 センターは、利用者等から苦情があったときは、申告を受けた内容に関して事実関係の調査を行い、文書で回答します。

(合意管轄)

第17条 本契約約款及び本契約約款に基づく権利義務に関する紛争については、東京地方裁判所を専属の合意管轄裁判所とします。

附則

本契約約款は、平成28年4月1日から施行する。